



旅館業 開業の手引き

- 農家民宿を開業したい方へ
まずは、総合窓口にご相談ください。
上越地域振興局農林振興部 農業企画課
(☎025-526-9404)

- 民泊を開業したい方へ
問い合わせ先は以下のとおりです。
新潟県福祉保健部生活衛生課 営業・水道係
(☎025-280-5208)

◎ 旅館業 開業までの流れ

- 旅館業法に関する相談
※ 施設の図面を用意してください。
上越保健所 生活衛生課
(☎ 025-524-6135)

- 食事を提供する場合
⇒ 飲食店営業の許可が必要です。
- お風呂に宿泊者以外の者を入浴させる場合
⇒ 公衆浴場業の許可が必要です。



- 建築基準法に関する相談
□ 施設の所在地が上越市の場合
上越市 建築住宅課 審査係
(☎ 025-520-5784)

- 施設の所在地が妙高市の場合
上越地域振興局地域整備部
建築課 (☎ 025-526-9529)

建築物の
検査済証

- 消防法に関する相談
上越地域消防局 予防課 (☎025-545-0230)

消防法令適合通知書

□ 旅館業の営業許可申請

申請書は、保健所窓口で受け取るか、インターネットの下記のサイトからダウンロードできます。

【上越】旅館営業の各種手続きについて

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jouetsu_kenkou/1204131670748.html



申請に必要な書類等

- 旅館業許可申請書
- 旅館業の施設の各階ごとの平面図
- 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し
- 飲料水として水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し
- 手数料として22,000円
 - ①保健所窓口でのクレジットカード、電子マネー、コード決済
 - ②保健所窓口で配置する「記入式納付書」により金融機関で現金納付
 - ③インターネット「新潟県電子申請システム」からの納付

その他、提出をお願いするもの

- 旅館業の施設所在地付近の見取図(住宅地図等)
- 建築物の検査済証の写し
 - （ 建築確認対象外施設の場合は、申請者がその旨を建築基準法に関する相談窓口で確認し、作成した「建築基準法の建築確認が不要な施設である」という申立書 ）
- 消防法令適合通知書

提出がない場合、旅館業の申請者氏名及び施設の情報を当所から関係部局に提供します。



□ 保健所による施設検査(毎週木曜日)

旅館業営業許可証

開業



- ・ 施設が基準に適合していれば、翌日から営業可能です。
- ・ 後日、旅館業営業許可証が発行されるので、窓口で受け取りに来てください。
- ・ 許可証は、施設の見やすい場所に掲示してください。

旅館業の施設基準



種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル	<input type="checkbox"/> 簡易宿所	<input type="checkbox"/> 季節的営業(*1)
		簡易宿所及び下宿営業以外	宿泊する場所を多数人で共用する構造設備を主とする施設
客室の床面積	<input type="checkbox"/> 7㎡以上 <input type="checkbox"/> 寝台を置く場合、9㎡以上	<input type="checkbox"/> 定員10人以上:33㎡以上 <input type="checkbox"/> 定員10人未満:3.3㎡×定員以上	<input type="checkbox"/> 適用されない
収容定員の目安(各部屋1人当たりの客室床面積が3.3㎡以上) ⇒これを下回る場合は、定員に応じた広さである理由書をつけてください。			
玄関帳場	<input type="checkbox"/> 宿泊者との面接に適する玄関帳場(客の出入りを容易に見通すことができる場所)を設けること。 <input type="checkbox"/> その他宿泊者の確認を適切に行うための設備を有すること。…*2	<input type="checkbox"/> 左記の玄関帳場(「玄関帳場に類する設備(*3)」を含む)を有すること。 (ただし、*2に該当するときは要さない。)	<input type="checkbox"/> 適用されない
客室	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 <input type="checkbox"/> 客室には、自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。		
入浴設備 (浴室又はシャワー室)	<input type="checkbox"/> 入浴設備を設けること。 ※ 近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除く。 <input type="checkbox"/> 入浴設備のその他の基準…*4		<input type="checkbox"/> *5
洗面設備	<input type="checkbox"/> 適当な数の給水栓を設けること。(消毒薬または薬用石けんを備えること。) ※ 飲用に適する湯水を十分供給すること。 ※ 共同用の洗面設備の給水栓数の目安…*6		
便所	<input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。 <input type="checkbox"/> 流水式手洗い設備を設けること。(消毒薬または薬用石けんを備えること。) <hr/> <input type="checkbox"/> 共同用の便所を設ける場合は、男子用・女子用の区分があること。 ※ 共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合はこの限りではない。 ※ 共同用の便所の便器数の目安…*7		<input type="checkbox"/> 適用されない
食堂	<input type="checkbox"/> 食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。		
寝具	<input type="checkbox"/> 宿泊者の定員に応じて十分な数を備えること。		
その他	—		<input type="checkbox"/> 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、概ね1メートル以上であること。(簡易宿所のみ)

*1 「季節的営業」は、ホテル・旅館、簡易宿所のうち、次のいずれかの条件を満たす場合に営業できます。

- キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 体育会、博覧会のために一時的に営業する施設

*2 玄関帳場の代替の具体的要件

- 事故発生時その他緊急時の迅速な対応を可能とする設備を備えている。
 - ① 営業施設と管理事務所等との間に通信機器が設置されていること
 - ② 宿泊者の緊急を要する状況に対しその求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆け付けることができる体制を想定しているものであること
 - ③ 周辺住民から見えるように営業施設の外部等みなすい場所に連絡先を提示することが望ましい
- 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの確認を可能とする設備を備えている。

①宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれかの要件に該当するICT(情報通信技術)を活用した方法等により行うこと

(1)宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認でき、当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること

(2)営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報(以下「本人確認情報」という。)及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等(以下「事前共有情報」という。)を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができること。その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること

②鍵の受渡を適切に行うこと

③以下のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること

(1)営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること

(2)①の(2)の要件に該当するICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域(客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。)に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要となしに録画した画像の確認を実施すること

*3 玄関帳場に類する設備(営業者や従業員が常時待機する次のいずれかの設備)

①来客の都度、玄関に出て客に応接する構造の部屋が玄関に布設されている場合(客が通過する場所にあつて、玄関から容易に見えるところも可)

②同一敷地内に一戸建ての宿泊施設が多数ある場合やマンション等の共同住宅の全部又は一部を活用する場合であつて、施設への入り口、宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面している場所、又は、通過する付近で宿泊者の出入りを確認出来る場所にあり、宿泊者との面接に適する規模と構造を有する管理棟や管理室等の設備

*4 入浴設備のその他の基準

- 浴室等及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造であること。
- 浴室等の床は、衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造であること。
- 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものとする。
- 循環ろ過装置を設置する場合は、集毛器を浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に設置すること。
- あふれた浴槽水を回収し、再び浴用に供しない構造とすること。
- 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を用いる構造であること。
- 気泡発生装置、ジェット噴射装置等空気中に微細な粒子を発生させる設備を設置する場合は、空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
- 共同用の浴室等及びこれに付設する脱衣室は、収容定員に応じた適当な広さを有すること。
- サウナ室等は、次の要件を満たすものであること。
 - ① 適当な位置に換気口を設けること。
 - ② 入浴者の見やすい位置に利用の基準となる温度及び湿度を表示し、内部の入浴者の見やすい位置に温度計及び湿度計を備えること。
 - ③ 適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。
 - ④ 入浴者の見やすい位置に禁忌症その他入浴者が注意すべき事項を表示すること。

*5 ホテル・旅館・簡易宿所のうち、季節的営業の入浴設備

季節的状況、地理的状況によって設ける必要がない又は設けることができない場合で、公衆衛生の維持に支障がないときは、基準によらないことができる。

*6 共同用の洗面設備の給水栓数の目安

	客室に洗面所がない部屋の収容定員	給水栓数の目安
<input type="checkbox"/>	15人以下	2個
<input type="checkbox"/>	16人～30人	4個
<input type="checkbox"/>	31人以上	4個+30人を超える15人までごとに2個加算

*7 共同用の便所の便器数の目安

	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収容定員(人)	～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～84	85～
大便器(個)	1	2	3	4	5	6	7	8	大便器8個及び小便器7個に、84人を超える15人までごとに大便器又は小便器を1個加算した数
小便器(個)	1	1	2	3	4	5	6	7	

旅館等の衛生措置の基準



換気

- 換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は常に開放しておくこと。

清潔

旅館業の施設

- 旅館業の施設及びその敷地内は、定期的に清掃し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。

寝具

- 布団及び枕は、清潔な敷布、シーツ、カバー等を用いること。
- 寝衣、敷布、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 布団、枕、毛布及びこれらに類するものは、清潔なものを使用すること。

洗面所

- 随時消毒を行い、常に清潔に保つこと。
- 洗面設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。
- 飲用に適する湯又は水を十分供給すること。

浴室

- ① 浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される湯（原湯）を貯留する貯湯槽を設置する場合は、規則（★新潟県旅館業法施行細則）で定める基準に適合するように管理すること。
 - ★①：原湯を貯留する貯湯槽内を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - ★②：原湯を貯留する貯湯槽内の原湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、原湯を消毒すること。
- ② 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水（原水）並びに原湯の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ③ 洗い場及びシャワーに備え付けられた給水栓から湯又は水を供給する場合は、飲用に適するものを十分供給すること。
- ④ 浴槽水の水質は、規則で定めるところにより検査し、規則（★）で定める基準に適合させること。
 - ★① 温泉利用の場合…大腸菌1個/mL以下、レジオネラ属菌 検出されないこと。
 - ★② 上記以外の場合…上記及び濁度 5度以下、全有機炭素8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下
- ⑤ 浴槽水及び浴槽は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ⑥ 浴槽水を循環させ、ろ過する設備（循環ろ過装置）を設ける場合は、規則で定める基準に適合するように、循環ろ過装置、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管及び循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置（集毛器）を管理すること。
- ⑦ 浴室は、湯気抜きを適切にしておくこと。
- ⑧ サウナ室等は、換気を適切に行うこと。
- ⑨ ①及び④から⑥までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

便所

- 臭気の防除に努め、適切に清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を備えること。

その他

- 営業者は、衛生措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに責任者を置かなければならない。
※ 営業者が自ら責任者となることもできる。

その他の基準

- 旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、3年間保管すること。

＜宿泊者名簿に記載しなければならない事項＞

宿泊者の氏名、住所、年齢、宿泊年月日、連絡先

※ 宿泊者が日本国内に住所を有さない外国人であるときは、国籍及び旅券番号も必要

